

内閣参質八四第一七号

昭和五十三年四月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許証に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

昭和四十三年に道路交通法上軽自動車免許制度が廃止され、自動車の種類としての軽自動車が普通自動車とされたのは、軽自動車の性能の向上に対応して、交通安全の見地から、運転免許の資格要件の強化が必要であつたためである。

その際、軽自動車免許を従前の軽自動車の運転に限定した普通自動車免許に切り替える措置が講じられ、これにより従前の免許の所持者の利益が保護されている。

右の免許の所持者が従前の軽自動車の規格を超える規格の普通自動車を運転するためには、道路交通法令上、都道府県公安委員会の行う普通自動車の運転技能についての審査に合格して免許に付された限定の解除を受けなければならないが、この審査は、現在の普通自動車の運転

技能についての試験の方法よりも比較的簡易な方法により行われている。

昭和五十一年に行われた道路運送車両法令上の軽自動車の規格改定は、それ自体運転免許制度の問題ではないが、現在、従前の規格による軽自動車の販売が縮少されている状況の下において、なお相当数の者が限定の解除を受けていない実情にあるので、これらの実情を十分踏まえつつ、限定の解除が促進されるよう最大限の努力をすることといたしたい。